



安部  
光吉  
Kouichi Abe

## 一冊の本の思い出

### —「誤まった裁判」(岩波新書)—

#### 司法試験合格と大学院

私は、昭和50年9月に司法試験に合格した。4回目のチャレンジの末、やっと合格しこれから、遅く来た春を満喫する筈だったが、その時九大大学院の刑事訴訟専攻の修士課程に在籍していたので、修士論文を書かねばならないことになっていた。ただ、学者になる気はあまりなかったので翌年3月の卒業まで数ヶ月あったが中退でもいいかと考えていた。

#### 修士論文

しかし、私の担当教授からは、折角大学院に入ったのだから、修士課程卒の肩書は役に立つので修士論文を書いたらどうかと言われた。

私は修士課程の2年間、外国語の勉強もせず、大学院の授業はお飾りみたいな感じで出席していたので、修士論文を書く能力がなかった。担当教授は、「それじゃ外国文献を読んでもない君に書けるテーマを与える。将来実務家になる君にはこれが相応しいだろう。それは、『**我国における誤判研究の歴史と現状**』だ。これは今まで我国で誤判と呼ばれる裁判を裁判官、弁護士、学者、民間人等がどのように研究したかを調べるんだ。まあ書いてみたまえ。」と言った。

その年合格した同期の人達が青春を謳歌している中で、私だけまたコツコツ勉強かとうんざりしたが、いつか中退しようと思いながら担当教授から勧められた最初の一冊の本、岩波新書の「誤まった裁判」を読み始めた。

読み始めた途端、う～んこれはただならぬことになったと感じた。

#### 「誤まった裁判」

この「誤まった裁判」は、日本の戦後、昭和20年から30年にかけて起こった有罪とされた事件で、後に無罪となった事件である。①八丈島事件②幸涌事件③三鷹事件④松川事件⑤二保事件⑥八海事件⑦花巻事件⑧菅生事件を集めたものである。

私はこの本を読んで、まず、実際に誤まった裁判が世の中には存在するんだということに衝撃を受けた。

私は、日本の裁判は、世間に比類なく精緻でピュアかつ正義心に溢れたものであると信じていた。ところが実際はそうではなかったのである。何故そんなことが起こるのか？

誤判の原因は何か？被告人自身が頭の悪い人だったり、前科者であったり、警察から嫌われている人だったりすると、たいていの人がかうさん臭い人物とってしまう。ところが彼らは裁判官にとっても好ましくない人物と思われている人であるらしく、つまり、裁判官もこんな人達は許しておけないという心がその根底にある。

裁判官は、警察、検事は嘘をつかないという安易な正義心を持っている。だから、被告人が自白をした場合は、その過程やそれを裏付ける証拠がない場合も易々と有罪を認定する。でも、誰からも尊敬され人格的にも非の打ち所がない裁判官がそんな間違った裁判をするのだろうか。

被告人は何故無罪なのに自白をするのか、裁判官は何故嘘の自白をする被告人の嘘を見破れないのか、人間とはそんなに弱い者なのかという反省や驚きが沸々と湧いてくるのを禁じ得なかった。

## 松川事件

8つの裁判のうちの「松川事件」を紹介する。

松川事件は、昭和24年8月17日、福島県で国鉄の2台の旅客列車が脱線転覆し乗務員3名が死亡した事件である。団塊の世代以上の年齢の人でこの事件を知らない人はいないであろう。

この当時、日本では下山事件、三鷹事件と鉄道関連の事件が続き、松川事件も共産党系の東芝労働組合、国鉄労働組合が仕組んだ事件だという評判が直ちに全国に広がった。そして事件発生後の9月10日、元国鉄線路工の少年が本件とは全く関係のない一年前の喧嘩の傷害罪で逮捕された。その少年は逮捕後列車転覆事件の取り調べを受け、同少年の自白により合計20名の労働組合員が起訴され、昭和25年12月6日、福島地裁で被告人20名全員が有罪（うち死刑5人）と宣告された。そして控訴審の仙台高裁では、昭和28年12月22日、17名が有罪（うち死刑4人）、3名が無罪となった。

そしてその後、昭和34年8月10日、最高裁は仙台高裁判決を破棄し、再び仙台高裁へ差し戻した。

その理由は、検事側が隠していた松川工場事務課長諏訪親一郎の所謂諏訪メモ（被告人達のアリバイに関する労使交渉の出席者の発言に関するメモ）や、検察が被告人らの犯行に使われたという「自在スパナ」では線路のボルトを締められないことが判明したからである。そして昭和36年8月8日、差戻審である仙台高裁は被告人全員に無罪を言い渡した。

しかし、検察はそれに諦めることなく上告したが、最高裁は昭和38年9月12日、検察の再上告を棄却し、被告人全員の無罪が確定した。実に、事件発生から

14年後に被告人達はやっと解放された訳である。

### 強い反共キャンペーンと私

この14年間、日本国中は強い反共思想に浸透されていったと言ってよい。

事件発生直後、当時の増田官房長官は松川事件を「三鷹事件その他と思想的底流において同じものである」と何ら具体的な捜査も行っていないのに発表した。また、昭和25年6月25日には朝鮮戦争が始まり、共産党の脅威が拡散し、マッカーサーは共産党中央委員の追放特命を発した。

「誤まった裁判」ではこのような雰囲気、「硝煙の臭いの深まる中で日本政府は国民の全面講和論を排してサンフランシスコ条約を結び、日米安保条約に調印した」（84頁）と記している。

昭和25年生れの私は、当時西鉄ライオンズの野球中継と共に、来る日も来る日も松川事件のニュースがラジオから流れ、反共少年になっていったことは言うまでもない。

裁判の中身は全くわからないものの、最高裁長官である田中耕太郎という立派な人が裁判に雑音はいらないなどということ saying 聞いて、全くその通りだと思っていた。私のこの傾向は、司法試験を目指すに至ったときでも厳として存在し、法とは正義であり、良心の塊であり、その論理は絶対であるという些か権威主義的傾向を脱することはなかった。

そして、法を勉強することは頭のいい人にとってこそでき得る作業であり、その頭のいい人から順に司法試験に通って偉くなっていくという鼻持ちならない権威主張、俗物趣味に入り込んでいたのである（今でもその傾向にあることを告白するが…）。

### 批判的精神

松川事件については無罪を支持する人や信じる人も多く、作家広津和郎は中央公論で、松川事件の供述調書を丹念に読み返して、検察官や判決の論理を批判した。これを先の田中耕太郎最高裁長官は、雑音に耳を貸すなど言ったのである。事実認定は裁判官の聖域であり、証拠もろくに読めない素人に事実認定等できる訳がないというのである。確かにその通りである。しかし、作家である広津和郎の膨大な松川事件（中央公論社：現在の木鶏社が出版している）という本は、裁判を経験したことのない私には意外にも極めて分かり易く、論理の飛躍もなく、我田引水の要素が全くなかった。広津和郎が言うには、仙台高裁の判決文は「晦渋を極めた判決文」というのであるが、全くその通りで、こんなよく分からない判決文で自分が死刑になったらたまらないなと感じたものである。

### ちょっとした変化→大きな変化が…

かくして、「誤まった裁判」を皮切りに、エミールゾラの「トレフィス事件」、八海事件、吉田巖窟王事件、免田事件、財田川事件等戦前、戦後のいわゆる誤判事件

というものの記録を徹底的に調査し、読み耽るに至った。そして、その裁判の記録を読むうちに、裁判における人間の怖さ、そして弱さが次第に膨れ上がってきた。「皆がこれが絶対正しい」とか「こいつだけは絶対許せない」ということが如何に怖いものかということを感じたのである。

一番怖いのは、自分は絶対間違わないという裁判官の良心であり、正義感である。人間は誘惑に弱い。やっていないことでも体力が続かず自白することもあるし面倒くさくて自白することもあり、自白した方がより楽になると考えるのである。それが人間である。

### 横山晃一郎教授＝担当教授

かくして私がこの修士論文の作成に没頭していった数ヶ月、私自身の中にも色々な変化が起きた。私自身ブランド志向が（今でも）強く、東京大学とか東京銀行とか東京ブランドが好きだったが、私に修士論文のテーマを与えてくれた横山晃一郎教授は、愛知学院大学という私の知らない大学の教授を経て九大教授になられた人で、私が生徒第1号である。私は東大教授の団藤重光、平野龍一、松尾浩也とくに憧れていたのだから、どうしてこんな知らない先生の下で指導を受けないといけないのか悲嘆にくれた。おまけに先生はマルキストでクリスチャンでもあるようであり、ますます難解な人物である。そもそも私は、大学院はもし司法試験に落ちたら大学教授になろうかと思っただけであって、あまり大学に残る気はなかった。それを入学式のときに先生から、「君はどんな学者になりたいのか」と聞かれたので、私は、「司法試験に落ちたら考える」と言ってしまって先生の不快を買った。

先生からは、「君は考え違いをしている。司法試験に通ったものが大学院に来るといふのなら分かるが、司法試験に落ちたら大学教授になるというのとは間違っている。ゼミに出て来てもいいけど君とは司法試験に通るまで口をきかない」と言われた。私はそのとき心底ゾツとした。つまり、「もし、司法試験に合格せず、大学教授への道も閉ざされ、年齢的にも会社への就職も無理になる…」と考えたのである。そのようなことがきっかけで、その後2年間は退路を断たれた思いで遮二無二勉強し、その甲斐あって合格することができた。

そのとき横山先生は、司法試験に合格し実務家になろうとしている私に、刑事裁判にかかる自分の思いを少しは期待したのかも知れない。先生のアドバイスで私は初めて刑事訴訟の何たるかの勉強をした。

横山先生はこのような誤判事件に一早く着目した学者であり、自分は、もしこのような有罪の後無罪になった人には国家はどのような補償をすべきかという観点から刑事補償の勉強をされた。そこで出来上がったのが有斐閣から出された「総合判例研究叢書刑事補償法」（昭和37年）である。刑事補償制度は、刑事訴訟法ではまさに端役ではあるが、刑事訴訟を逆から見ると刑事訴訟の本来がわかる学問だと言われた。

横山先生は私の嫌いなマルキストであり、西ドイツに留学すればいいのにわざわざ東ドイツに留学する等、私の趣味趣向とは全くかけ離れていたが、マルキストとキリスト教という水と油の価値を一つに抱え込んで、それを昇華させようとしているのである。その態度は些か格好良過ぎるところがあり、数ヶ月に及んだ誤判研究を巡っての先生と私の討論はいつの間にか学問の師、人生の師はこの人しかいないという完璧な尊敬の念に変わっていった。そして、私はとうとう自分の結婚の御仲人を横山先生に頼んだ。

横山先生は、「君が司法試験に通らないとどうなることかと思ったよ」と笑って言われた。その先生は、平成元年4月25日に59歳の若さで亡くなられた。今私は民事・刑事多くの事件を抱え、判断に迷ったり、数奇な人間関係に出くわしたりする日々が続いているが、横山先生の自由闊達な散文精神というか、批判精神や異なる異質の価値観を抱え込みそれを克服していこうとするところに正に恰好良さを感じてしまうに至っている。またそこに生きるヒントがあるとも思っている。どんなに難しい事件も、正しいと思える事件も、多角的な観点から何か糸口や隠されたものがあるのではないかという態度で接するようになっている。

今更松川事件を持ち出さなくてもいいとは思う。情報が氾濫し、どんな考えもそれなりの価値を保有することができる筈の社会になっている現代なのに、一つの価値が他を圧倒しているような感もある。例えば、差別、虐待、平和、憲法、被害者という言葉がでると、他の批判をよせつけない。そのような今のこの息苦しさは、ひょっとして戦後のあの混沌とした松川事件を生み出した社会にも似ているのではないかと思う時もある。そんななか、素直な批判精神が今こそ必要ではないかという気がしたのでこの一文を書いた。

以上

